

犯罪捜査のための通信傍受に関する訓令

平成21年12月25日
兵庫県警察本部訓令第20号

(趣旨)

第1条 この訓令は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）、犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第6号）、通信傍受規則（平成12年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）及び犯罪捜査のための通信傍受に関する司法警察職員捜査書類書式例（平成31年最高検企第117号）に定めるもののほか、犯罪捜査のための通信傍受に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通信記録物等管理代行者)

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、規則第5条第5項の規定により通信記録物等管理者の指名を行うときは、その職務を代行する者（以下「通信記録物等管理代行者」という。）を併せて指名するものとする。

(傍受指導官の指名)

第2条の2 規則第6条に規定する傍受指導官は、法の運用に関する事務を担当する警視又は警部の階級にある警察官の中から指名するものとする。

(傍受実施主任官等指名簿)

第3条 規則第5条第3項の規定による傍受実施主任官又は同条第5項の規定による通信記録物等管理者の指名、第2条の規定による通信記録物等管理代行者の指名及び規則第6条第1項の規定による傍受主任官の指名は、刑事部長が定める様式の傍受実施主任官等指名簿により行うものとする。

(傍受の最小化等に関する指示書)

第4条 規則第8条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の文書の様式は、刑事部長が定める様式の最小化等に関する指示書のとおりとする。

(傍受日誌)

第5条 規則第10条の書面の様式は、刑事部長が定める様式の傍受日誌のとおりとする。

(外国語等通信翻訳等・聴取等状況書)

第6条 規則第16条第4項の書面の様式は、刑事部長が定める様式の外国語等通信翻訳等・聴取等状況書のとおりとする。

(通信の当事者に対する通知)

第7条 法第30条の規定による通信の当事者に対する通知は、傍受通知書（規則別記様式第6号）を当該通信の当事者に直接交付することにより行うものとする。ただし、当該通信の当事者が傍受通知書の受取りを拒否するなど、直接交付することが困難で

ある特別な理由があるときは、配達証明郵便により行うものとする。

2 前項本文の規定により通信の当事者に傍受通知書を交付したときは、当該通信の当事者から刑事部長が定める様式の傍受通知書受領書を徴するものとする。

(補則)

第8条 通信記録物等（規則第2条第13号に規定する通信記録物等をいう。）の管理に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年12月25日から施行する。

附 則（令和元年5月30日本部訓令第2号）

この訓令は、令和元年6月1日から施行する。